

(別紙 2 - 34 からすがれい (北西大西洋条約海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 からすがれい (北西大西洋条約海域)

特定水産資源の定義 からすがれいのうち、北西大西洋の漁業についての条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、同条約第 I 条(e)に規定する条約区域 (以下この別紙において「北西大西洋条約海域」という。) のうち、同条約附属書 I 4 (b)の区分 3 L、3 M、3 N又は3 O内の同条約第 I 条(p)規定する規制区域 (以下この別紙において「区分 3 L等内の規制区域」という。) で漁獲されるものをいう。

第 2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

北西大西洋漁業機関 (以下この別紙において「NAFO」という。) での合意等に従い、最大持続生

産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

NAFOにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

からすがれい（北西大西洋条約海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北西大西洋条約海域のうち、区分3L等内の規制区域

② 漁業の種類

遠洋底びき網漁業（許可省令第2条第3号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該総量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。